

四日市市告示第422号

都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第9項の規定により、次のとおり、市民緑地の公告をする。

令和8年6月1日

四日市市長 森 智 広

- 1 市民緑地の名称 市民緑地 すがわら「とおりゃんせ」
- 2 市民緑地の区域 四日市市菅原町字北浦 552、552-1、553、554、569、570、
571、572、573、574、575、576、
588、588-1、584、585、589
- 3 市民緑地の管理期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(都市整備部公園緑政課)